

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年1月26日 午前9時58分～午前11時30分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃

○欠席委員（3人）

副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	中島 由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長	新原 春二	議員	杉 菌 道 朗
-----	-------	----	---------

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊郎		
総務課長	田代 健一	議会事務局長	田上 正洋
文書法制室長	堀ノ内 孝	議事調査課長	道場 益男
財政課長	今井 功司		

○事務局職員

事務局長	田上 正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳一
議事調査課長	道場 益男	主 幹	久米 道秋
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健一	議事グループ員	柳 裕子

○審査事件等

- 1 次期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 意見交換会の取扱いについて
 - 3 タブレット端末の導入の検討について
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会します。本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から挨拶を願います。

○議長（上野一誠）皆さん、おはようございます。昨年の暮れから、そして年明け、いろんな行事が入ってきて、1月も大変多く、いろんな各種団体等とあって、皆さん方には出会も多かったと思うんですけども、きょうもこうして、各学校も含めてですが、インフルエンザとか風邪が、多くはやって、議会事務局の職員も、そういう状態がありまして、皆さん方には、どうぞ体調に気をつけられていってほしいと思います。

いよいよ3月当初予算の審査、3月定例議会が1カ月後に入りますので、きょうは1カ月前ということで、主に七つの御協議を御相談してありますので、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げて挨拶いたします。

△次期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（大田黒 博）ありがとうございます。それでは、まず、次期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1、平成27年第1回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

次期定例会の会期は2月25日から3月25日までの29日間とし、会期日程は、2月25日の本会議で付託事件等審査結果報告、議案説明及び一部議案審議を行い、翌26日の正午を代表質問の、同日午後3時を個人質問の、それぞれ通告締め切りとし、3月6日及び9日の本会議では総括質疑並びに一般質問を行い、10日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託。13日及び16日に市民福祉委員会と総務文教委員会を、17日及び18日に建設水道委員会と企画経済委員会を開催願ひ、19日は

委員会予備日とし、3月25日の本会議において、付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかかと考えます。

なお、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運を3月9日の本会議終了後に、最終日の議運を3月25日の午前9時から、それぞれ計画しているところでございます。

最後に、各会派ごとの質問者数につきまして、後日照会をさせていただきますので、会派内で御協議の上、回答くださるようお願いいたします。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（小田原勇次郎）1点だけ、特別委員会の関係はもう入れなくていいのかなど。要するに、総合計画特別委員会が議案の変更が出てくる予定で、もう一度開かなければ採択ができないというふうに私は認識しておりますので、そこらあたりの日程は、まだ入れ込まなくてもいいのかなどというふうに思ったところでした。

○事務局長（田上正洋）しばらくお待ちください。書記のほうから回答させます。

○書記（久米道秋）特別委員会につきましては、今、日程を調整中でございますので、またお知らせを改めてさせていただきたいと思ひます。

○委員長（大田黒 博）ほかにございせんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、次期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御了承願ひます。

以上で、次期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時 3分休憩

~~~~~

午前10時10分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退室〕

△意見交換会の取り扱いについて

○委員長（大田黒 博）ここで、本会議に戻します。

次に、意見交換会の取り扱いについてを議題とします。

まず、議長から説明をお願いします。

○議長（上野一誠） それでは、資料2を見ていただきたいんですが、意見交換会については、これまで48コミュニティ協議会を軸にしていきました。そしてまた、公募という形もとってきたんですけど、一つのやってきたことの課題、改善等を踏まえた中で、今後、この意見交換会をどのような形で進めていくのかということ、一応議題としていただきたいということでもあります。

細かくは、事務局のほうから御説明をいただきますけれども、きょうの議運においては、この柱をお示ししますので、この後、またいろいろと各種団体等々含めて、スケジュール的なことが発していきますし、どういう団体とやるのかと、あるいは班別の取り上げ方等含めて、これからまた実際にやるに当たって、いろいろ調整が必要です。

公募は、またしっかりその制度は残していくという、二通りの意見交換を持ちたいと思っておりますので、一応説明を事務局からさせますので、また会派において、こういう方向性で、このたびはいきたいということだということで、また皆さんのほうにも御説明をしていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博） 次に、事務局に資料の説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） それでは、資料2の説明をいたします。先ほど議長のほうからお話がありましたとおり、これから公募による意見交換会が開催されていくということになります。

これまでの意見交換会の課題に対応するといったようなことで、政策提案機能の一層の強化・拡大、そういったことを念頭に改善をしたいということで、資料2を調製したものでございます。

1点目、課題と改善の方向性ということで、表で整理してございますが、大きくは課題が2点ございます。

1点目の地区コミ単位の成果と課題ということで、1ポツ目でございますが、地区コミのほうで出されました意見、要望等につきまして、今後、議会として対応していくシステムづくり、そういったものが必要ではないかといった点。それから、2ポツ目にありますが、班編成の場合でございま

す。欠席者があった場合の対応、これが5班編成では非常に厳しいといったようなことで、検討が必要であるといったことが整理されております。

右側に、改善の方向性を書いてございますが、班編成につきましては、これまでのとおりではなくて、委員会で対応したほうが政策提言につなげやすいのではないかとといった点が書いてございます。

ただ、これまでとっております委員会主催の方法もあるんですけども、これにつきましては所管事務調査の中で行うということになりますので、なかなか多様な対応ができないといった点がございます。

したがいまして、班を常任委員会単位で編成してはどうかといった提案でございます。

それから、課題の2点目でございますが、現在とっております公募の方法でございます。これについて、応募団体が少ないといった課題がございます。これに対応いたしまして、右側にございますが、応募を待つだけではなくて、議会のほうから各種団体に開催を依頼する方式を新たに設けてはどうかといった点でございます。

なお、現在の公募する方法、これは並行して行うといったことで提案してございます。

まとめて4点、下のほうに書いてございます。ポイントは四つでございます。

1点目が、議会から団体に依頼して開催する各種団体との意見交換会を新設するという点。

2点目が、並行して、公募による意見交換会を実施するという点。

3点目が、班編成は常任委員会を単位として4班編成で対応するといった点。

最後4点目が、委員会主催の意見交換会を実施しないということで、整理しております。

裏面、2ページになりますけれども、大枠、全体的なフレームを整理いたしました分でございます。

(1)の表でございます。各種団体との意見交換会、これは、今度、新設する分で整理してございますが、重複する分は避けまして、②で、開催する団体の選定についてでございますけれども、概要に書いてありますとおり、開催を依頼する団体は、正副議長のほうであらかじめ調整し、議運に諮って決定するといったやり方。

それから3番目に、開催の時期、日程でございますが、閉会中に、原則、各班1団体程度の開催

としてございます。原則としてあるのは、2団体もある場合もあるといったような点、そういった意味で原則としてでございます。

それから4点目、班の編成でございますが、先ほど申しましたとおり、常任委員会を単位に班編成を行うといった点で、班の代表者は委員長にしてはといったことが書いてございます。

それから、テーマについてですが、各班において、開催団体のほうと調整して決定するといった点。

その他につきましては、地区コミ単位での意見交換会に準じるとしてございます。

それから、(2)の表でございますが、公募による意見交換会に関連いたしまして変更をしたいという点でございます。

三つほどございますが、一つはテーマについてでございます。原則1件と今度はしてはと。これまで3件としてございますが、1件に絞って、充実した意見交換会にしてはといった点。

それから6番目でございます。班編成につきましては、(1)で提案いたしました、班編成と同じということで、委員会を単位としてはといったことでございます。

それから、班の対応でございますけれども、提出されたテーマに関係する班で対応としてございます。なお、テーマによっては複数の班での対応といったことも検討する必要があるのではないかとということで、2ポツ目に書いてございます。

それから、(3)班代表者の連絡会のことでございます。現在、運営に関しましては、班代表者が協議する場ということで、こういった班代表者連絡会を設置していただいておりますけれども、これから、班編成が委員会単位とした場合に、副議長を座長とするような形で、委員長連絡会と同様な組織に変更してはという提案でございます。

大きくは、考え方は以上のとおりでございます。米印に書いてありますとおり、大きなフレームが決まりましたら、詳細事項につきましては、今後の実施要領という形にまとめていく必要がございますので、それについては、また改めて協議をいただければというふうな考え方でございます。

3ページから5ページにつきましては、現在とっております意見交換会の実施要領ということで、現在のものを参考として添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いた

します。

○委員長(大田黒 博) ただいま説明がありましたが、本日協議していただいた上で、会派の持ち帰りをお願いしたいと考えております。

それでは、質疑、意見をお出しください。ありませんか。

○委員(小田原勇次郎) 委員会主催の意見交換会は実施しないという、この部分について。例えば各委員会の中で、所管について、どこの団体と意見交換をしようと、委員会などでそういう議論があった場合に、あくまでもこの調整役は正副議長となっておりますので、各委員会の意見反映、要するに委員会の中で、どこの団体と意見交換今後していきましようやという議論は反映されないという考え方でいいのか。それとも、正副議長に一応打診してから進めなさいよというニュアンスでとればいいのか、そこあたりをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議事調査課長(道場益男) 私のほうからよろしいですかね。

二つの似たような制度を今回、同時にやってしまうと、なかなか整理がしづらいということで、委員会主催の意見交換会といったものを、全て班によります、こちらから提案していく意見交換会というのに全てのつけていきたいというような考え方でございますので、もしも委員会のほうから、そういった話があるのであれば、調整を図っていただいて、こちらの新設された意見交換会のほうで対応いただければという考え方でございます。

今のところ、先ほど正副議長で調整するという案でございましたけれども、基本的には正副議長のほうで調整するとなっておりますが、その調整は、「委員会からこういう話も出ております」というようなことでお話をされながら、トータルの中で開催団体については協議いただければという考えです。

○委員(佃 昌樹) 今の考え方だったら、結局、独自の常任委員会が政務調査をしようとしたときにどっちをとるのかっていうのが出てくるわな。例えば、原子力発電所を九電が持っているわけだから、九電といろいろな意見交換会をしようとしたときに、どっかの委員会がしようとしたときに、それは、じゃあ意見交換会なのか、所管事務調査でやるのか、その辺の区分け、線引きがどうなるかちゅう問題があると思う。

もし意見交換会となると、議長や副議長のほうで選別をするということになると、委員会の独自性は失われていく。そういった懸念もある。

だから、そこ辺のところをどう整理するかっていうのは、議会としてのやっぱり大事な部分だから、考え方は、やっぱりきちっとしとかにやいかんと思います。

以上です。

**○議長（上野一誠）** 大きなこういう御提案は、表紙の1ページの委員会主催の意見交換はしないというふうに、ここのくくりが少し気になるという思いですが。一応、なぜ委員会別にしたほうがいいのではないかというのは、もちろん政策提言もあるんですけども、所管事務を侵すという行為は、言わば各委員会の、これによって所管事務をいちいち正副議長が調整するという行為は、やっぱり委員会の主体性が欠けるので、その範囲は、やっぱり我々、この意見交換が越えてはならんというふうなものがありますので。そこはもうしっかりと主体的に、どうしても委員会の中ではこうしたという部分がたくさんあられるから、それは所管としてやられる部分は、それはもう十分出していただいてもいいというふうに思っています。委員会として。

ただ、班分けとしては、やっぱり事務局が伴うもんですから、そういう部分もあって、できるだけそういう事務局負担を考えてこういう班分けもしてるわけですけども、せつかくの意見交換がまたいろんな意味で生かされるためには、所管という形で委員会別のほうが、よりいきやすいんじゃないかという御提案です。

今、佶委員が言われるように、そういう意見もあると思うので、その文言のとり方もちゃんとしっかりして、委員会をやっちゃいかんどうこうという制約という形で意見交換が食い込んでいくということはやるべきでないので、それは主体性はしっかりと明確にしとかなないといけないと思います。

ここの文言が少し調整が必要かな。

**○委員（川添公貴）** 今、議長が所管事務調査は侵さない、そこはもう十分理解したんで、最後の部分で、また所管になるっておっしゃったんで、ちょっと意味が違うのかなと思うんで、そこをもう一回確認したいんですが。

それと、特別委員会もあるんで、この4番目は

あえて書く必要がないと思います、実施しないんじゃないんで。委員会は委員会の独自性があるんで、それはそれで委員会の調査事項としてやる。

意見交換会というのは、広く市民の方と自由に意見を聞くのが意見交換会なんで、意見交換会という位置づけは、班の組織をどうしようと、それはもう構わないと思うんです。もう一つは自主運営、前回と同じように自主運営でやる。これも当然そうなるだろうと。自由な意見交換をするのが意見交換会であって、調査事項ではないんですので、これはあくまでも文字のとおり、意見交換会として捉えるべきだろうと思います。そうすると、4番目は、まず削除する必要があると思います。

結局、任意の団体、ただ班の組織は委員会の単位だろうけど、任意の議員の組織が自由に意見を聞くという形をとるべきだろうと思います、広々いろんな方と。

それを考えると、検討案の概要のところ「依頼をする団体は正副議長で調整し」って書いてある。依頼をする——ここに依頼をして、ここには依頼をしないっていう——取捨選択をそこでやるのっていうことです。

だから、「おたくには依頼しません」、「おたくには依頼します」っていう意味になるんで、できればそういういろんな団体があるんであれば、全部に案内を出すべき、「意見交換会をしてみませんか」って。それに応募があったときに初めて、「こういうのが応募があったんで、どういう段取りでしましょうか」っていうのをやるべきだろうと思います。

ですから、最初から選択をするっていうのは、これはあくまでも意見交換会を限定した形になるんじゃないかということを考えます。

そこどうでしょう。

**○事務局長（田上正洋）** 今の川添委員の御意見ですけども、そもそも公募自体は従来どおりするわけですし、全ての団体も含めて広く対象になるわけです。それと別に、議会のほうで、経済団体なり、農業団体なり、いろんな団体がありますから、こういった代表的な団体等を絞って選び出して意見交換をしてはという新たな提案でございます。

全てってなりますと、数が、全てまだリストアップし切ってませんけれども、100とか物すごい数になりますので、どうしても団体を絞り込ん

でいかにざるを得ない状況が、これは現実でございます。

それから、委員会主催の意見交換会を実施しないというのが、ちょっと表現の仕方がちょっとまじまじだったかもしれませんが、従来公募をした場合に、委員会で対応したほうがいいたろうというテーマがございました。例えば建設関係だったかなと思いますけれども、そういったものについては、常任委員会で実際対応してきているものですから、そういったのは、今回、委員会単位の班構成になるので、班対応でいけるのではないかと思います。そういう意味でここを書いたわけでありまして、委員会が所管事務調査で自主的に行われる分について排除をするという意味は全く含んでおりませんので、そこは誤解のないようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員（川添公貴）後段の部分から、文化協会は総務文教委員会をお願いをして懇談会をする。建設業協会は建設水道委員会に、過去にそういうことあったんです。それは先方からの意見交換会の申し入れなんで、それは受けて。それは当然のことなんで、それはいいとして。

そういうことを含んで、④があったとするということなんでしょけど、さっきも言ったように、あっさりここを外したほうがいいと思います。

やっぱり自由な議会で、自由な意見交換会をしていくということと、政務調査もしくは先方からの要望等の意見交換については柔軟に対応していく、それはもう従前と一緒にしょうから。

新たにやろうとしている特定の団体を指定してやるという方法が新たな部分だろうとは思いますが、細かいとこまでやると四、五百ぐらいは団体があるだろうと思います。

だから、そこをどう選別するかちゅうのは難しいとは思いますが、やはりそこで同じ市民なんで、私は、こちら側から分けるべきではないと思います。広くやはり聞く必要があるだろうと思いますし、意見交換を試みる必要があるかなとは思いますが。

ですから、例として、年4回開催したとして16団体。仮に30団体、応募があったときは、その中から優先順位をつけてやっていくという形であればいいとは思いますが。

ですから、そこは広く声をかけてという意味で

そういう話をするんですけど。最初から16だから16を指名するという、指名先によるんですけど、なかなか厳しいものがあるのかなとは思いますが。

○委員（佃 昌樹）川添委員が言うのもわかることはわかる。きょうは提案だから、我々、川添委員が言ったようなこんな意見があったということで会派内で話をするということ。

提案としては、このとおり、もう受けとめます。ただし、こういった問題点があるということ等については、会派内できちっと議論をして、そしてその成果をまた持ち寄るといことなんでしょから、やりたいと思うんですが。

私、客観的に見ると、中身の問題というのが、田舎に行けばやっぱり農業問題ですよ。いろんな農業問題。町に来れば商業問題。企画経済がわけ多いわけ、関連しとる問題が。

例えば教育の問題、これもみんなに共通してるから割と多いんですが、生活に直結するようなそういった問題ちゅうのはいっぱい出てきてる。だから、かなり班編成で希望をとって、また公募をしてと、やったときに負担過重が懸念される部分が出てくるんです。

その辺も含めて対応していかないと、これ1議題となってるんです。1議題となつて、自由討論みたいにやりとりをすれば、それでいいのかもしれないけれども。一旦、「できる」、「できない」、または「善処します」というような結論が出てしまうと、話し合いもそれから先、進まないんです。

だから、提案される問題によっては、短時間で済んでしまうものもある、長くかかるものもある。だから、やっぱり議題一つというのはあるけれども、関連で幾つか出てくるものもあるでしょうけれども、どうなるかな。ある1箇所の班にしわ寄せは来やせんかなって感じがすると同時に、結論が余りにも早く出てしまったら、参加した人たちは、「そんなことぐらいなら来にやよかった」というようなブーイングもなきにしもあらずかなって、そういう懸念も感じます。

以上、参考までに。

○委員外議員（杉藺道朗）今、佃委員のほうから出ましたとおりに、今まで何回も会派内でいろいろ協議をしておる中で、やはり今言われたとおりに、特に企画の所管等々においては、かなりな過

重負担がかかる部分があるかなど。だから、そこあたりの整理をどのようにしていくのかなという部分もありましょうし、極論で言えば、班構成によっては、年に数回しかない、そういう要望的な部分もあるかもしれないし、班によっては、「またけ、またけ」というような状況の中で出てくる。

だけど、市民、団体の要望として、意見交換会としてあるべき姿ですから、本来はうれしいことです、そういうふうに話をしてほしいなちゅう部分。

ただ、バランス的なものもしっかり考えながらやっていかないと、少しそういうところで検討する必要がありますかなと、同意見ということで申し上げたところであります。

以上です。

**○議長（上野一誠）** とりあえず議会運営委員会に諮って、運営は、全て議運で一応お示しをする。その一つの御提案をしていくのが、我々正副議長の関係であると思うので、見やすい形で、せつかくやるためには、その意見を反映しやすくしていくためには、やはり常任委員会という班分けのほうがいきやすいだろうという思いに立って、今回新たにそういう御提案です。

佃委員がさっき言われたように、一つのこれは御提案でありますので、いろんな御意見があられると思います。御提案に対して改善が必要な部分があれば、またそれを見直しながら、皆さん方の共通理解の中で実施をしていけたらというふうに思いますので、ひとつこのことを持ち帰っていただいて、またいろんな御意見を率直に上げていただければありがたいと思います。

**○委員（川添公貴）** 持ち帰って説明しますけど、委員会を一つの班としますよね、常任委員会を。委員会としての班なのか、それとも委員会のメンバーが班の構成員なのか、どっちなのか。

先ほど言われたように、企画の委員会で受けますよってという考え方の意見交換会なのか、それとも、単なるA班が企画のメンバーである、B班が市民福祉のメンバーであるっていう捉え方なのか。

何でするかちゅうと、先ほど過重負担があるということ、その委員会を指名される可能性があるんで。

じゃなくて、そのメンバーですよと、単なるA班、B班、C班、D班っていう考え方なのか、どちらなのか。

物によっては、受ける課題も全然違いますし。

**○議長（上野一誠）** 今言われたとおり、委員会としての班ということじゃなくて、メンバーとして、そういう選択をしてある。

**○委員（川添公貴）** そうしたらもう課題が全然違う。

**○議長（上野一誠）** そういうふうに御理解を。それで、できるだけ共通した課題については、そのところが対応できるか、佃委員おっしゃるように、そういうことが想定できるのか、それなりに。

だから、負担の過重とか含めて調整ができると思って。

**○委員（川添公貴）** だから負担の過重がくるとか、特定の委員会があるからっていうことを避けるために、A班、B班、C班、D班にするんであって、議員としてはいろんな課題に御意見をお伺いせにゃいかんわけですから。だから、たまたまその委員会のメンバーであって、その委員会に所管するところとやるっていうのであれば、委員会の所管事務と全く同じ考え方ですよね。

だから、単なる班のメンバーが委員会の委員であるに過ぎないということになれば、市民福祉であろうが、総務であろうが、企画的な問題についても全部捉えて受けることができるんで、そういう考え方でいかないと。委員会を枕に持ってきちゃうと。で、確認をさせていただいたんで、単なる委員会の委員がA班、B班、C班のメンバーであるっていうことであるっていうことでしたんで、そのように説明したいと思います。

**○委員（小田原勇次郎）** この資料の5ページの一番最後に、従来の委員会が主催して行う意見交換会っていう項目が残っているわけです。要は、各委員会で意見交換会を行う場合は所管事務調査として行くと、委員会は、こういう意見交換会を所管事務としてできるという規定は残ってはおりますので。例えば、働きかけをしてる中で、この団体と意見交換会を調整する中において、要するにその団体が所管の委員会と調整したいと、意見を聞いてほしいという御要望があった場合には、しゃいもで、何班、何班で分けてますから、我々を何班としての意見交換しか受け付けませんというのではなくて、柔軟に向こう側の要望に応じた、要するに、どこどこ委員会のメンバーに我々の声を聞いてほしいんだという、公募ではないにしても、調整してる中で多分発生する可能性があるわ

けです。そうした場合には臨機応変な対応もあり得るというふうな認識をしとってよろしいですね。

**○委員（佃 昌樹）** 今、小田原委員が言ったことにも関連あるんだけど、我々議員の団体として、個人で受けるんじゃないくて、団体として受けてるわけ、だから班を編成したりと。だけど、便宜上班を編成するのに常任委員会でいいんじゃないかっていうことになるわけだけども。

私の感覚は、所管事務調査っていうのは、こちらが必要としてお願いしてやるわけ、その前段の部分と思ってるわけ。向こうがいろいろ意見を申し上げたいと、じゃこの常任委員会でフランクに意見を聞きましょうと。交換もしましょうと、こんな感覚なんです。私の感覚は。

そのほうがすっきりしているんじゃないかなと思う。

さっき川添委員が、個人がどうのこうのっていうことよりも、私たちの捉え方は、そういった捉え方をしたほうがすっきりしてわかるんじゃないかなと思ってるから、そういうふうに捉えている。だから、個人じゃないよと。

この問題については、議会として団体で対応するとすれば、この所管委員会ですと、ここの所管が対応すればいいんじゃないかなと。そんな難しく考えなくても、そういう２段階、ま言えや、こちらが必要とする部分じゃなくて、向こうが必要とする部分で対応すると。こちらが必要する部分は所管事務でやればいい。

こういう思いでやれば、そんなに難しくする必要はないんじゃないかなと思うんだけど。

**○委員（川添公貴）** 前段に言ったように、先方からの申し入れの意見交換会は従来どおりやるということであるっていうことなんで、それは、先ほど私、意見でも言いましたので。

ただ、今回この班編成に当たって、過重な委員会に負担がくるっていう部分に関しては、先ほど言ったように、単なる委員会のメンバーがその班の委員だよという認識さえあれば、いろんな所管の、こちらがお願いしてるわけですから、向こうに自由に、私はテーマを決めるのは余り好きじゃないんですけど、自由討論をするのが好きなんで、森満議員も一緒でしたけど、前のときは、ほとんど半分以上が自由討論でしたよね、自由に意見討論、意見を収集する。それが好きなんですけど、

それは置いといて。

ですから、しっかりと市民の方々の意見を聞くという意味の班編成が、たまたま常任委員会であったということで理解すれば、企画の問題、市民福祉の問題、総務の問題をいろんな班であっても柔軟に対応できるのかなとは思いますが。

単なる枠組みで理解すれば、スムーズにこれは対応していけると思います。

先ほど1問って、もう1回です。原則1件ちゅうのは2ページ目に書いてあるんですけど、これは、公募によるのは1件で、今回やろうとしているやつは、テーマについては、各団体と調整して決定するとなってるんで、今言ったようにフリートークでもいいし、10個でもいいし、20個でもいいちゅうことなんで、ここは十分理解してるんで、そういう形だけです。

**○委員長（大田黒 博）** 提案されたものに対して、皆さんいろんな意見が出ましたけれども、それを持ち帰っていただいて、次の委員会でまた出してもらおうということでもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○委員長（大田黒 博）** 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、意見交換会の取り扱いについては、各会派に持ち帰っていただき、次回の委員会で、次回というのは3月の定例会中日を予定しております、3月の9日です。会派で十分協議ができるように、3月議会に入ってからということで、3月9日中日を予定しておりますので、再度協議したいと思っておりますので、御了承願います。

以上で、意見交換会の取り扱いについてを終わります。

△タブレット端末の導入の検討について

**○委員長（大田黒 博）** 次に、タブレット端末の導入の検討についてを議題とします。

**○議長（上野一誠）** この件についても、いろいろさきの議会の中でも意見が出て、こうして議運のテーブルに上がるということが、正式になかったんで、あえて今回させていただきますので、事務局から説明させます。

**○議事調査課長（道場益男）** それでは、資料3をごらんいただきたいと思っております。タブレット端末の導入の検討についてでございますけれども、これにつきましては、構成替え前の議運の中にお



いても視察等がされ、また、検討がされてきているところでしたが、時間が十分なかったということで、構成替え後の議運のほうに申し送るということとされていた分でございます。

今回、利用目的の可能性とか、課題等を整理いたしましたので、説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番目に、タブレット端末について説明してございますが、写真がついてありますとおり、通常のノートパソコンに近いような機能を持っておられるわけなんですけど、指で直接触ったりとか、そういったこともできます。また、大きさ的にも手軽であるということで、携帯性にすぐれているといったような特徴を持っているものでございまして、インターネット閲覧とか、データ検索といった面で、多様な使用がされているところでございます。

2番目に、議会におけるタブレット端末の導入状況を整理してございます。(1)で、タブレット端末の導入ということで、平成25年当時の調査結果でございますけれども、議員へタブレット端末を配付している議会は5市2町ということで、七つの自治体が該当しているようでございます。米印に具体的には書いてございますけれども、埼玉県飯能市、新座市、東京都中野区、神奈川県逗子市、岐阜県関市、北海道の上士幌町、沖縄県の竹富町といったところが、平成25年度当時配付をしている状況でございました。現在は若干ふえているものと考えております。

2番目に、本会議等で、パソコン、タブレットを許可している状況でございます。これも、平成25年度時点でございますけれども、パソコン、タブレット、いずれも本会議に比べて、委員会導入のほうが実績としては多いといった状況でございます。

パソコンの使用許可をしているところが、本会議においては45市、委員会においては74市、タブレットにつきましては、本会議において45市、委員会においては58市といったような状況が、平成25年度当時でございます。

パソコンの使用状況については、まだ1桁台の利用状況といったようなこととなっているようでございます。

あけていただきまして2ページでございますが、これらタブレットを使っている団体での利用用途

を整理したものでございまして、大きくは三つの用途があるということで書いてございます。一つは会議資料等の閲覧、二つ目が議員への通信手段、三つ目が電子採決といったようなことで利用がされているようでございます。

概要につきまして説明いたしますが、会議資料等の閲覧につきましては、会議資料や議員に配付されている資料を電子化し、タブレット端末での閲覧がされているということで、印刷に係る経費が削減されているところがございます。

2ポツ目では、もう少し進めて、紙資料を全て廃止し、本会議、委員会等にまでこれを広げるといったことで、ペーパーレスを図っている議会もあるようでございました。

3ポツ目では、こうした資料の電子化につきましては、今二つ述べましたように、経費削減面だけではなくて、資料の保存方法の改善が図られるといった点、紙に比べて整理しやすいといった点等で、検索が容易であるといったことも効果としてあるようでございます。

それから、2番目で、議員への通信手段ということで整理してございます、これらについての概要ですが、ファックス等で、現在行われているような会議の招集通知とか、情報提供、これらについて電子メール等で行うということで、情報提供の迅速性、事務の軽減等が図られる面がございます。

2ポツ目では、本市議会での場合でございますけれども、棚入れで対応している書類等もございますので、それらの対応も、こういうことをとれば迅速な配付が行われるといった面もございます。

さらに3ポツ目では、行事予定の電子化といったようなものも取り組むということで、そういった事例もあるようでございます。

三つ目に、電子採決の点を書いてございますが、電子採決システムを導入するといったところもあるようでございまして、その手段としてタブレット端末を導入しているところもあるようでございます。

括弧書きに、本市議会での電子採決のことを書いてございますけれども、本市議会では電子採決はとっていないんですけれども、現在のマイク設備の中でも、電子採決に対応する環境は一応整っているという状況でございます。

それで、4番目に、タブレット端末に係ります

課題、問題点を整理してございます。大きくはここに書いてあるとおりの二つでございます。導入経費が多額となるといったことで、十分な効果が得られるのかどうかということ、また、議員全員が活用できるのかといった点が大きく上げられます。

ただ、こうした問題、利用目的によっても、その度合いが異なるといったことで、3ページに書いてありますとおり、利用の目的ごとに課題、問題点を整理いたしました。①、②につきましては、会議資料の閲覧ということで、二つともそういうことで書いてあるんですが、①は、完全なペーパーレスを図る場合、②が資料の電子化のみを図る場合ということで、整理を区分けしてございます。

①の会議を完全にペーパーレス化したといった点での課題、問題点でございます。

1ポツ目で、会議で使用する場合がございますが、説明するページを操作する側で自動に開かせたりとか、メモを書き込んだりするという機能を持たせるための支援システムとか、データ管理用のサーバーの導入が不可欠とどうしてもなるということで、導入経費が多額となってまいります。

また、2ポツ目では、当局にもタブレットの導入が必要になりますので、当局との十分な調整というようなのも出てまいります。

それから、3ポツ目では、タブレット端末では複数の資料を同時に閲覧できないといった点もございますので、現在、複数の資料を紙で御確認されているといったことでの対応、それが今後できるのかどうかといった点での懸念、それが考えられます。

それから4ポツ目でございますが、タブレット端末や導入システムでのふぐあいが発生した場合に、会議を中断せずに対応できるのかといった点での検討。こういった点が、特にこの4ポツ目は、議長会などでは、ここが一番大きいのではないかなというような点が指摘されているところでございます。

それから5ポツ目では、議案等の原本、傍聴者の資料といった点についてはペーパーレスにできないものも出てまいります。

それから、最後6ポツ目でございますが、こういったタブレット端末は、インターネットの閲覧もできますので、会議中での使用、そういった面での倫理的な基準、対応の検討が出てくるといっ

たことがあります。

それから、2番目でございますが、資料の電子化のみを図る場合がございますが、今申しましたとおり、完全なペーパーレス化に比べますと、会議での使用といった点でのリスクは少なくなります。そういった点で、段階的な導入、導入経費の軽減も可能であるといった点が上げられます。

ただ、会議資料が紙として残るということで、節減効果は小さくなるのが上げてあります。

それから2ポツ目では、議員の習熟度の度合いに応じた活用方法も検討できるということで整理してございます。

それから3番目で、議員への通信手段として使用する場合がございますが、庁舎外での使用、自宅での使用、そういった点を中心になってまいりますので、公費負担の明確化といった点が問題になります。通信費の負担方法として、政務活動費を充てるのか、自己負担をどのくらいにするのかといった点。また、紛失や盗難、また壊れた場合、そういった点での対応。さらにはセキュリティ対策等の検討も必要が出てまいります。

これら、庁外で使う場合につきましては、①、②、会議の閲覧においても同様でございます。

それから、2ポツ目では、通信手段の一元化を図るといった点で、それらが達成されなければ、事務が煩雑になってしまうといった点も上げてございます。

以上のような課題等があるということで整理をしたところでございますが、最後4ページ目でございます。導入検討に当たって留意していただきたい点ということで四つほど整理をいたしました。

1番目では、利用の目的、導入形態、これらをきちんと明確にしていきたいということを挙げてございます。それらの違いによりまして、経費、効果、議員の対応等の内容が大きく変動するということで、検討するに当たっては、利用目的をある程度絞りながら検討していく必要があるのではないかなといった点を1番目に上げてございます。

それから、2番目でございますけれども、こういったタブレット、会議のペーパーレス化については、当局のほうでも検討されておりますけれども、導入経費が多額になるといった点での結論は出ているところでございます。

ただ、議会といたしまして、経費節減の面だけ

ではなくて、議会運営の効率化とか、議会に、どういった点で活性化できるのかといった具体例を、効果目的としてさらに整理していく必要があるのではないかということを上げております。

点々囲みでは、大まかな試算を書いておりますが、現在会議、議会の関係で、議案等々使われている資料、年間63万枚あるようでございます。これらを印刷コスト、紙代、人件費等々を含めると、おおそ年間150万ぐらいかかっているということで、完全にペーパーレス化をした場合に、150万の節減額になるということで、数字がはじかれてございます。

導入経費につきましては、大体1,000万を超えるような経費も考えられます。単純に5年で割った場合、保守料も含めて250万ぐらいのコストになるのではないかと見込まれているところでございます。

それから、3番目でございますが、導入効果の予測、検証といった点で、一つのやり方でございますが、議員個人のタブレット、パソコンの議場や委員会での持ち込みを許可しながら検討をしていく方法もあるのではないかとことを上げてございます。

最後4番目では、先進地調査のことでございます。現在調査されているのは飯能市でございます。飯能市は、昨年度視察を行っておられますが、飯能市においては全協資料だけで導入といったようなところでございました。

今後、完全にペーパーレス化を実施している団体等もあるようでございますので、さまざまな自治体の例、そういったものを具体的に調査しながら検討をしていく方法もあるのではないかとことで、進め方について、ある程度4項目ほど整理したところでございます。

説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

**○委員長（大田黒 博）** 今説明がございました。これに対しまして、質疑、御意見はありませんか。

先ほど議長が申しましたとおり、この案件につきましては、前回の議会運営委員会等で、先進地の視察もされたのかなと思ったりもしておりますが。違う委員の方々も今回出ておられますし、引き継ぎをしながら、今回こういう形で提案をされたということで思っておりますので、よろしくお

願いたします。

**○委員（佃 昌樹）** ちょっと尋ねるけど、この端末導入に際して、購入経費として、今の科学技術でどんどん安くなっていく方向になっていくだろうと思うけれども、どんなもんなんです、状況としては。

**○議事調査課長（道場益男）** 設備を当初で一括で購入するやり方とリースで購入するやり方であると思うんですけども、一括で大体導入するとなりますと、サーバーとかそういったものも入れないといけないということで、大体1,000万ぐらいは導入コストはかかるというようなのが一般的のようでございます。

**○委員（佃 昌樹）** それは、たとえ1年後も同じ、変わらない。

**○議事調査課長（道場益男）** 2年目以降につきましては、保守料、そういったのが五、六十万はかかってくるというような形でございますので、初期投資が大きいんですけども、2年目以降は通信費とあと保守料、そういったのがかかってくる。

**○委員（佃 昌樹）** 聞いているのは、初期投資が、今やるのと1年後やるのと、初期投資は違うのかって聞いている。安くなるの。

**○議事調査課長（道場益男）** 普及すれば多少はあると思うんですけど、大きくはそんなに変わらないと考えています。

**○委員（徳永武次）** 先進地の視察やら何やら追われて、前回の委員会でも結論は出なかったと思うんですけど。まず導入検討に当たっての留意事項の3番を少し検討していただいて、自分で持っていらっしゃる方の導入とか、そこらあたりで、当議会として、委員会として活用が認められて、その中でいろんなことが出てくるんじゃないかなるかと思っておりますけど、どうでしょうか。

**○議長（上野一誠）** これを御提案をして、これからのこの目的の把握をどういう形で使うのかという整理も必要ですし、総合的に導入をすれば、皆さんのやっぱり共通理解がないといかんというものもあり、あるいは当局との関係もあるので、簡単にぱっぱと判断ができづらい部分もあるので、本日のところは、一応大体こういうのをやるとすればこういうことかということをお理解いただいて、あとまた勉強会も入れて、今、徳永委員が言われるような、当面こういうことか

らやろうじゃないとか、いろんな段階的なものもあると思うので、若干の時間をいただいて、また協議の時間を整えていきたいと、また勉強会も入れていけたらと。

きょうのところは、この資料において一応御提案をさせていただいたということで御理解いただけたら。

**○委員（川添公貴）** 今、今後検討するということでも十分理解したんですけど、私もずっと気になっているのが使えるかどうか、全員が。そこが心配なんで、お金は別にして。

ただ、今後検討するっていうんじゃないくて、先ほど徳永委員が言ったように、自分の持っているパソコン、タブレットを持ち込みの許可だけを、議運で早期に諮ってほしいと思うんです。

一応、タブレット、PCを持ち込みますっていう許可願でも何でもいいですけど、委員会、本会議。それも全て自己責任ですから、通信費から何から全部自分持ちで。そこを何年も前から言ってるんですけど、なかなか進まないんで。

タブレット、パソコンの導入については検討する。これはよしとして、③に書いてあるように、自分の持っているやつを持ち込んで活用するっていうのについては、早期に、議運の議題として、何かいい解決方法、許可をいただけるようお願いしたいと思います。

というのは、Wi-Fiがここは飛んでるんで、庁舎内は。インターネットも何でも即できるんです。予算書についても、もう一つ言わせていただくと、市長が記者発表をした、その午後には、私なんかはいただく予算書、それから概要説明書は、全部ホームページに載っているんで、それを、必ず私はダウンロードするんです。それをPCで見れるようにしてるんで。

ぜひ、議運の次の議題でもして、早期に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。希望でした。

**○委員長（大田黒 博）** 今の出された意見等を踏まえて、各会派等でまた、持ち帰っていただいて、どんな意見が出たというのを、先ほど示しました3月9日、また意見をお聞かせ願えればと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○委員長（大田黒 博）** それでは、そういうことでよろしくお願います。

以上で、タブレット端末の導入の検討についてを終わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前11時 5分休憩

~~~~~

午前11時30分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博） ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（大田黒 博） 先ほどありました、会派持ち帰りの意見交換会の取り扱いについて、タブレット端末の導入の検討について、請願・陳情における一部採択の取り扱いについては、各会派の人数ごとの資料をまた渡しますので、各会派、その資料を使って検討いただければと思っておりますので、よろしくお願います。

以上で、議会運営委員会を閉会したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会します。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 大田 黒 博